平成２１年（フ）第１１９号
群馬県前橋市富士見町石井1409番地10
債務者　石島　　進
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２３９号
群馬県渋川市赤城町持柏木541番地２
債務者　須田　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２３号
群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条632番地
２　エステートハイツトーヨー103号室
債務者　桜庭　英則
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
群馬県前橋市青梨子町1357番地　Ｂ―201号
債務者　椎名　二郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３２６号
群馬県前橋市箱田町1302番地５
債務者　庄　　美恵（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３１号
群馬県伊勢崎市境三ツ木228番地６　アライハイツＡ103
債務者　具志堅ジャクソンヨシこと　グシケンジャクソン　ヨシ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第２２１号
群馬県藤岡市藤岡873番地４
債務者　小山田晶一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８５号
埼玉県児玉郡上里町大字三町１番地１
債務者　髙橋　景子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４６号
埼玉県深谷市田所町13番17号　ダーナディアスＡ―102号
債務者　舘山　典由
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２４７号
埼玉県深谷市田所町13番17号　ダーナディアスＡ―102号
債務者　舘山　晴美
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８４号
千葉県市原市辰巳台東４丁目15番地　辰巳東ハイツＢ棟204号
債務者　遠目塚芳生
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５８５号
千葉県市原市大厩1360番地１　アーバンハイツＤ102
債務者　後藤　里織
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７７号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪51番地の９
債務者　松田　龍治
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８１号
京都市伏見区石田大受町31番地の354
債務者　大隈　祥平
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８８２号
京都市伏見区石田大受町31番地の354
債務者　大隈　理恵
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８６号
京都府宇治市大久保町南ノ口44番地の10
債務者　湊　　耕子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
堺市東区北野田588番地24
債務者　大﨑美奈子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係